

『はにの里菅谷協議会』規約

第1章 総 則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、『はにの里菅谷 協議会』（以下「本会」という。）と称し、事務所を豊岡市出石町荒木810番地に置く。

(目 的)

第2条 本会は、菅谷地区の範囲（以下「地区」という。）における共通の課題解決を図り、「ともに助け合い、みんなでつくる活力ある新しい地域コミュニティ」の構築と、自主的、主体的に地域活動を行うことを目的とする。

(活 動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 地区の課題を解決し、活性化を図るための事業
- (2) 地区の課題解決に向けての協議、学習等に関する事業
- (3) 会員相互の連携に関する事業
- (4) その他本会の目的達成のために必要な事業

第2章 組 織

(会 員)

第4条 本会の会員は、次に掲げるものとする。

- (1) 地区に居住する住民
- (2) 地区で活動する団体
- (3) 地区に住所を置く事業所
- (4) その他会長が必要と認め役員会で承認されたもの

(組 織)

第5条 本会の運営にあたり次の会議を設置する。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 部会

2 本会は、必要に応じて運営委員会を設置することができる。

(総 会)

第6条 総会は、本会の役員及び部会員並びに菅谷区長会をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集し、議長はその総会において、出席した会員の中から選出する。
- 3 総会は、定期総会及び臨時総会とし、定期総会は毎年1回開催し、次の事項を審議し、議決する。また、臨時総会は、会長が必要と認めたとき開催することができる。
 - (1) 予算、決算及び事業計画、事業報告に関すること
 - (2) 役員の選任、解任に関すること
 - (3) 規約の改廃に関すること
 - (4) その他本会の運営上重要なこと
- 4 総会の議決は、出席者の過半数により決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。
- 5 総会は公開とし、会員で傍聴を希望する者は、傍聴することができる。

(役員会)

第7条 役員会は、監事を除く役員、部会長及び菅谷区長会をもって組織し、定期的に若しくは、必要に応じて会長が招集し、次の事項を審議する。

- (1) 総会に付すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(部 会)

第8条 本会に部会を置く。

- 2 部会は、各所管事項の企画及び執行にあたる。
- 3 部員は、区及び各種団体から推薦のあったもの並びに自主参加を希望するものをもって構成するものとする。
- 4 部会長は、部会員の互選により選出し、担当部会を統括する。
- 5 副部会長は、部会長の指名により選出する。又、副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 部会は、部会長が招集する。
- 7 部会は次のとおりとする。
 - (1) 総務・振興部会
 - (2) 福祉部会
 - (3) 防災部会
 - (4) 人づくり部会

(運営委員会)

第9条 運営委員会は、必要に応じて会長が招集する役員及び部会長をもって構成する。

- 2 運営委員会は、各部会にかかる課題、事業の執行等について、連絡、調整を図る活動をする。

第3章 役員

(役員)

第10条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 1名
- (4) 運営委員 若干名
- (5) 部会長 各部会1名
- (6) 監事 2名

2 必要に応じて役員会の承認を得て、本会に相談役又は顧問を置くことができる。

(役員を選出)

第11条 役員は、総会において選出する。

- 2 副会長のうち1名は、菅谷地区区長会より選出する。
- 3 部会長は部員相互の互選により選出し、副部会長は部会長の指名とする。
- 4 監事のうち1名は、菅谷地区区長会より選出する。

(役員の仕事)

第12条 役員の仕事は、次の通りとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は、会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序によって、その職務を代行する。
- (3) 会計は、本会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理・保管する。
- (4) 正副部会長は、本会の担当部会の運営にあたる。
- (5) 監事は、本会の会計監査を行い、これを総会に報告する。

(役員の任期)

第13条 本会の役員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 欠員により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 菅谷地区区長会として選出された副会長は、区長会会長任期が終了した時点で交代するものとする。
- 4 菅谷地区区長会として選出の監事は、区長会の任期が終了した時点で交代するものとする。
- 5 役員手当ての有無は、別途定めるものとする。

(会議の招集)

第14条 会議は、会長が必要と認めるときに開催する。ただし、会員の過半数の請求があった場合

は、会長は速やかに会議を招集しなければならない。

第4章 財 務

(経 費)

第15条 本会の運営に関する経費は、交付金、補助金、負担金、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終了する。

(委 任)

第17条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める

附 則

- 1 この規約は、平成29年 1月29日より施行する。
- 2 本会の設立された日の属する年度の会計は、第16条の規定にかかわらず、設立日から平成29年3月31日までとする。
- 3 本会の設立された日の属する年度の役員の任期は、第13条の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。
- 4 本会の設立日の役員は、設立準備委員会で選出し、総会で承認を得ることとする。